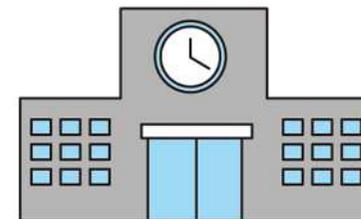
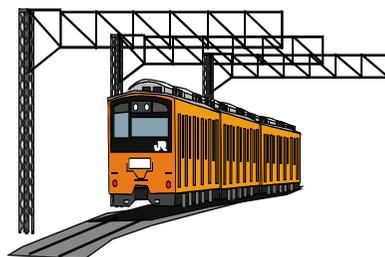




移動支援事業等、 障害福祉に係わる関係制度の あらまし

川崎市障害児・者移動支援事業等従事者養成研修講座



川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課

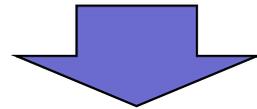
「ノーマライゼーション」とは

- 障害者が「できるだけノーマルに近い生活を提供すること」を保障する社会の価値、物理的構造、サービスを整備していく理念。
- ・1950年代、デンマークの知的障害者収容施設で多くの人権侵害が行なわれていたことに対し、行政官ニルス・エリク・バンク＝ミケルセンが提唱
- ・当時の国の対応について、知的障害者の親たちの疑問や問題意識の顕在化、そして、互いに協力し、何とか改善していこうという動きと相まって、バンク＝ミケルセンが知的障害者の親の会の要請を文章化する過程で生まれた。
- ・1959年同国で制定された知的障害者法に盛り込まれたことから欧米諸国に広がった。

障害者福祉制度の変遷(概要)

○措置制度

身体障害者福祉法、知的障害者福祉法など、個別法で措置が規定され、行政処分とされるもの。行政が施設等の利用先を決定



○平成15年4月の「支援費制度」の導入(措置から契約へ)

- 従来の「措置制度」から大きく転換し、ノーマライゼーションの理念に基づいて導入
- 障害のある方の自己決定に基づきサービスの利用
- サービス利用の上限は「なし」

○平成17年11月に「障害者自立支援法」が公布

- これまで障害種別ごとに異なっていたサービス体系を一元化
- 障害の状態を示す全国共通の尺度として「障害程度区分」(現行制度では「障害支援区分」という)が導入。サービスの上限は「あり」

○平成24年6月「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(通称:障害者総合支援法)公布

障害者総合支援法のポイント

法律に、個々の障害者等に対する支援に加えて、地域社会での共生や社会的障壁の除去を始めとした基本原則を定めること等を盛り込んだもの。

ポイントは5つ。

① 目的・基本理念

- 「自立」という表現に代わり「基本的人権を享有する個人としての尊厳」と明記
- 障害福祉サービスによる支援に加えて、地域生活支援事業その他の必要な支援を総合的に行う。

② 障害支援区分への名称・定義の改正

- 「障害程度区分」⇒「障害支援区分」へ改正
- 支援の対象が、身体障害者、知的障害者、精神障害（発達障害者を含む）に加え一定の難病の患者となった。

③障害者に対する支援の見直し

- 「共同生活介護(ケアホーム)」は「共同生活援助(グループホーム)」に一元化
- グループホームにおける新たな支援形態である「外部サービス利用型」の設定
- 「重度訪問介護」及び「地域移行支援」は、それぞれ利用対象を拡大 など

④地域生活支援事業の見直し

市区町村及び都道府県が行う地域生活支援事業の必須事業に新たな事業が追加

⑤サービス基盤の計画的整備

PDCA(Plan Do Check Action)サイクルにより行政計画である障害福祉計画を見直すこと等の規定が設けられた。

障害者総合支援法上の障害者の定義

○身体障害者(18歳以上)

身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者
(必ず身体障害者手帳が交付されている。)

○知的障害者(18歳以上)

知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち十八歳以上である者
(必ずしも療育手帳が交付されているとは限らない。)

○精神障害者(18歳以上)

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五条第一項に規定する
精神障害者(発達障害者を含む)
(必ずしも精神障害者保健福祉手帳が交付されているとは限らない。)

○難病等患者(18歳以上)

対象376疾病に該当する者

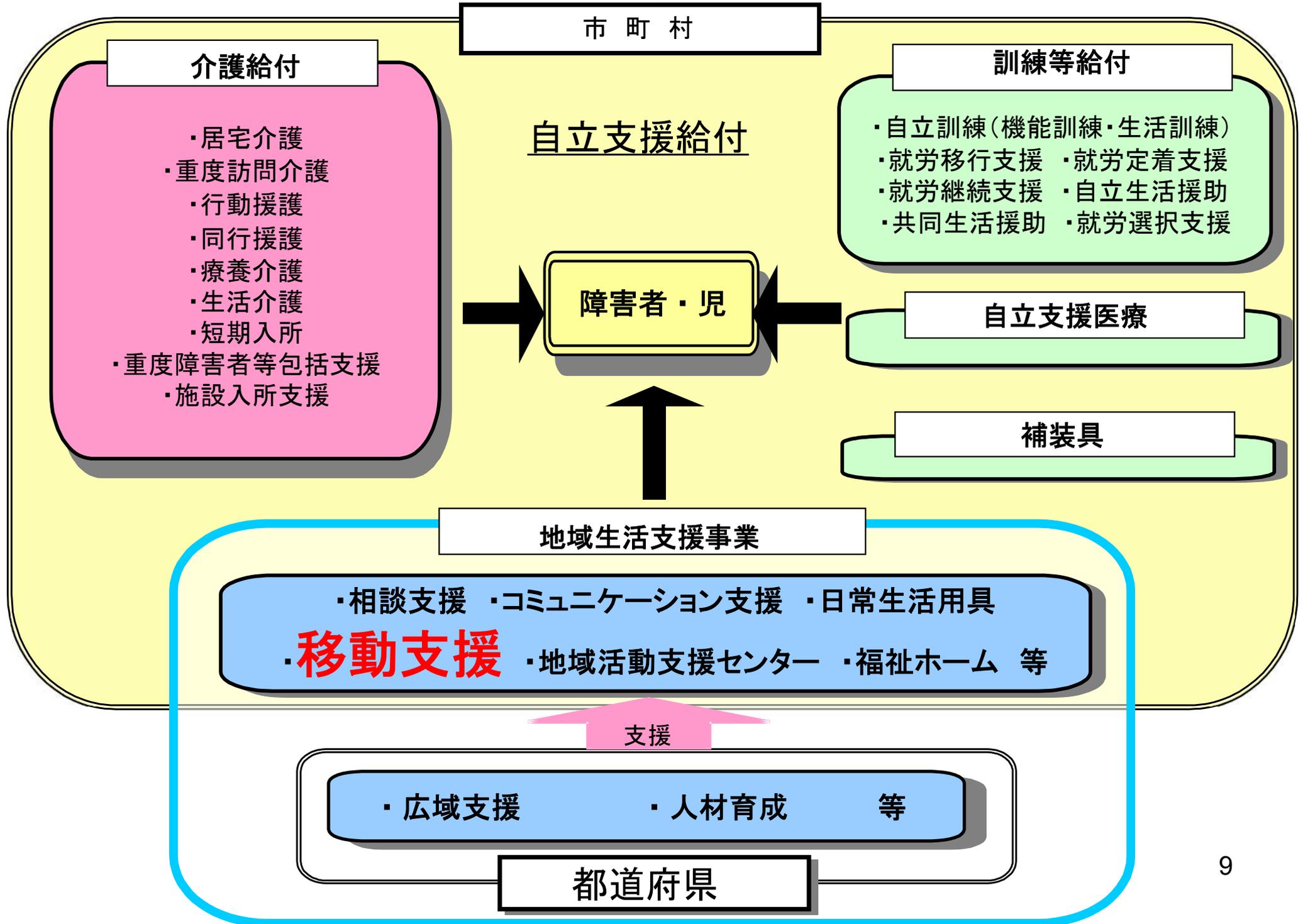
○障害児(18歳未満)

児童福祉法第四条第二項に規定する障害児(身体、知的、精神、難病)
(必ずしも障害者手帳が交付されているとは限らない。)

障害者総合支援法のサービス体系

- 個別に支給決定が行われる
「障害福祉サービス」と、
- 市町村の創意工夫により、利用者の方々の
状況に応じて柔軟に実施できる
「地域生活支援事業」に大別

障害者総合支援法の全体像



障害者総合支援法におけるサービスの種類

事業名	種類	概要
介護給付	居宅介護(ホームヘルプ)	<p>自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。</p> <p>【居宅】入浴、排せつ及び食事等の介護 ◆ 調理、洗濯及び掃除等の家事 ◆ 生活等に関する相談及び助言 ◆ その他生活全般にわたる援助</p> <p>【外出時】病院等への通院のための移動介助や屋内外における移動等の介助 又は通院先等での受診等の手続き、移動等の介助</p>
	重度訪問介護	<p>重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人(平成26年4月 から対象者を重度の知的障害者・精神障害者に拡大) に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。</p>
	同行援護	<p>視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な 情報の提供(代筆・代読を含む)、移動の援護等の外出支援を行います。</p>
	行動援護	<p>自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。</p>
	重度障害者等包括支援	<p>介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に 行います。(令和8年1月1日現在、川崎市にはないサービス。)</p>
	短期入所(ショートステイ)	<p>自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設等で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。</p>
	療養介護	<p>医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を 行います。(ex. ソレイユ川崎)</p>
	生活介護	<p>常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供 します。</p>
	施設入所支援(障害者支援施設での夜間ケア等)	<p>施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護 等を行います。(ex. 川崎ラシクル、桜の風、れいんぼう川崎 など)</p>

事業名	種類	概要
訓練等給付	自立訓練（機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。（A型...利用者との雇用契約あり B型...雇用契約なし）
	共同生活援助（グループホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
	就労定着支援	就労系サービスで一般就労した方の雇用先での就労の継続を図るために、事業主や、関係機関との連絡調整などを行います。
	自立生活援助	施設入所や共同生活援助を利用して、単身生活等に移行した方に対し、居宅へ定期的に訪問等を行い、相談や情報提供等を行います。
	就労選択支援	就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、希望、就労能力や適性等に合った選択の支援を行います。 ※令和7年10月からのサービスになります

※国サービスについては、障害福祉情報サービスかながわ（通称：らくらく）というホームページから、事業所情報の検索が可能。（「障害福祉情報サービスかながわ」で検索）

地域生活支援事業

移動支援事業

移動支援	屋外での移動が困難な障害者・児に対し、安全かつ円滑に外出できるよう、移動についての支援を行います。	○社会生活上必要な外出 ○余暇活動などの社会参加のための外出
通学・通所支援		学校への通学支援、通所施設などへの通所支援 ※やむをえない事情がある場合に限られます。

※移動支援は、市町村が利用に関するルールを定めてよいとされる「地域生活支援事業」のうちの1つ。そのため、事業の実施の方法、内容の詳細は全国一律ではないので注意すること。

日中一時支援事業

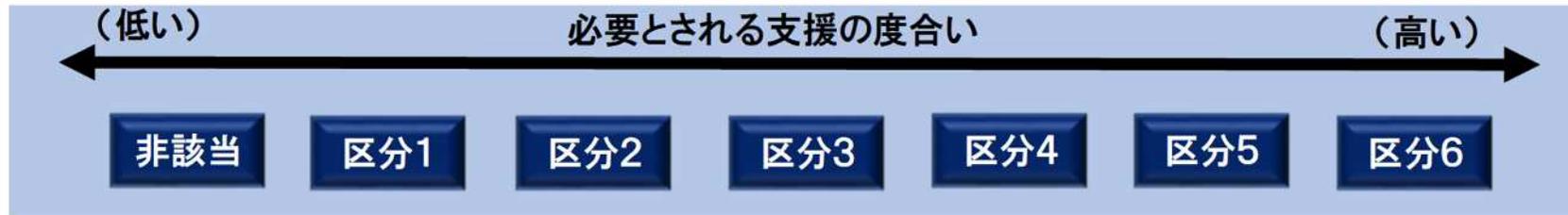
日中短期入所	介護者の一時的な休息を目的とし、日中の活動の場を提供します。
障害児・者一時預かり	日常生活における基本動作を習得し、集団生活に適應することができるよう、訓練・指導を行います。

福祉ホーム	就労し、住居が必要な知的障害者に居室その他の設備などを供与し、地域生活を支援します。
地域活動支援センター	創作的活動、生産活動の機会の提供、社会との交流促進などを行います。(通所系)
生活支援事業	日常生活上必要な訓練・指導、本人活動の支援などを行います。
重度障害者入浴援護事業	訪問による居宅での入浴サービスを行います。
日常生活用具給付等事業	自立生活支援用具などの日常生活用具の給付・貸与を行います。 (紙おむつ、ストーマ装具、特殊寝台、拡大読書器 など)
社会参加促進事業	障害者の社会参加促進のため、スポーツ、芸術文化活動などを行います。
コミュニケーション支援事業	手話通訳、要約筆記者、コミュニケーション支援員などの派遣を行います。

障害者総合支援法における「障害支援区分」の概要

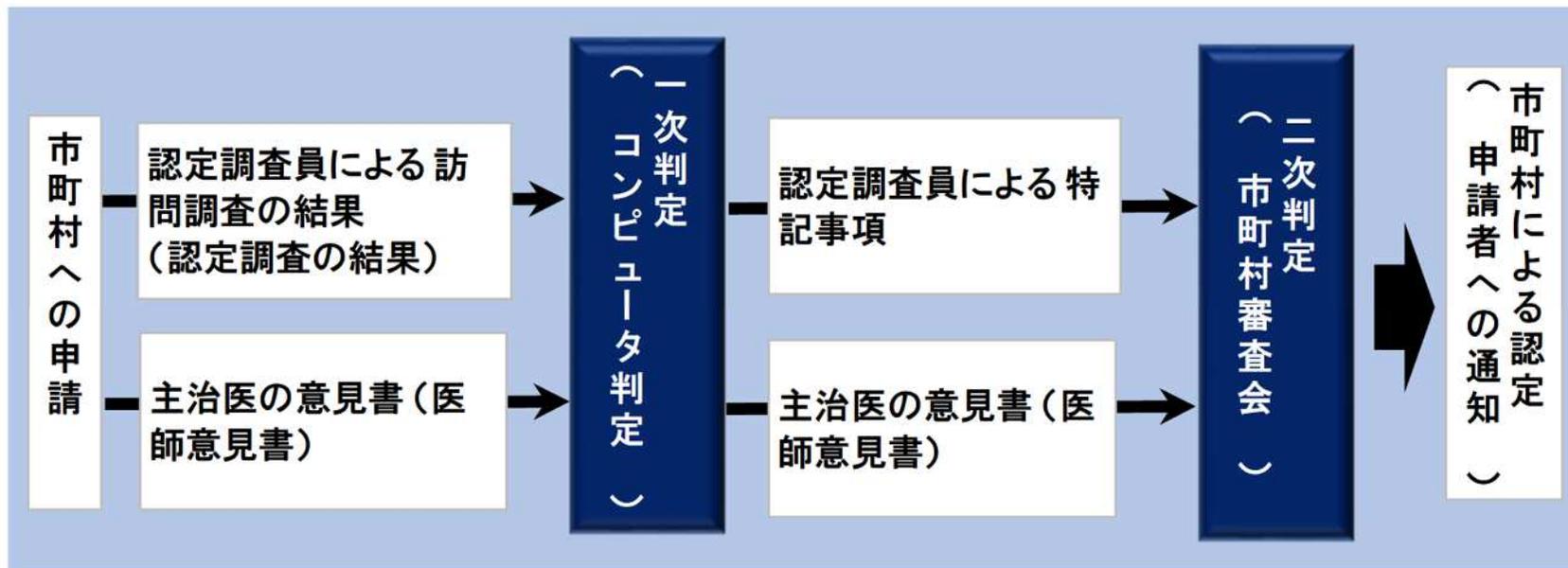
障害区分の定義

障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すもの。



障害支援区分の認定手続き

市町村は、障害者等から介護給付費等の支給に係る申請を受理した場合、以下の手続きによる「障害支援区分の認定」を行う。



川崎市の移動支援事業

●目的

屋外での移動が困難な障害者等について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的としています。(※1)

●内容

移動支援を実施することにより、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等社会参加のための外出の際の移動を支援します。

外出支援は以下の内容を含む。

- 外出に関する案内
- 移動に伴う身体介護行為(食事、排せつ、着脱等)
- 移動中の危険回避のために必要な援護
- 本人の依頼による金銭の授受

(※1)「川崎市障害児・者移動支援事業実施要綱」第1条に規定。

移動支援事業のサービス内容

大きく分けて3つ。

移動支援事業

●移動支援

- ・社会生活上必要不可欠な外出

官公庁や金融機関での手続・生活費の出納、生活必需品の買い物、冠婚葬祭、公的行事への参加、突発的な通院

- ・余暇活動や社会参加のための外出

外食、買い物、レジャー、レクリエーション、映画鑑賞、就職活動等

●通学通所支援

学校や施設に通うための支援

●ふれあいガイド企画型

市が指定した事業者主催の非営利イベントに参加するための支援

移動支援の対象となる外出

- 社会生活上必要不可欠な外出
金融機関手続き、買い物、冠婚葬祭など
- 余暇活動、社会参加のための外出
外食、レジャー、レクリエーション、映画や観劇等の鑑賞など

移動支援の対象とならない外出

- 飲酒やギャンブル、特定の宗教や政治活動、特定の利益を目的とする団体活動、職業活動や商売等については対象外
- 通年かつ長期にわたる利用は対象外

移動支援・通学通所支援の対象となる方

対象となる方

- 車イス常用者
- 知的障害者、精神障害者
- 難病等患者
- 重度の視覚障害者
- 障害児(必要と認められる方)・・・原則として、学齢児以上の方を対象とします。

障害支援区分1
以上の方

※グループホームを利用されている方であっても利用することができます。

注意！

重度訪問介護、行動援護、同行援護、重度障害者包括支援の対象となる方及び介護保険サービスの対象となる方は、まずそちらのサービスを利用することを優先します。

必要に応じたサービスの利用と利用者負担

移動支援を希望される方であって、その必要性が認められる方に対して、支援の内容や行き先に応じて給付費の支給決定をします。

サービスを利用した方は、定められた月額上限額(1割)まで費用の負担をします。

居宅介護の一類型として実施

病院に行く場合

通院等介助



自宅とその周辺
での見守り
あんしん
サポート



学校や通所施設等
に行く場合

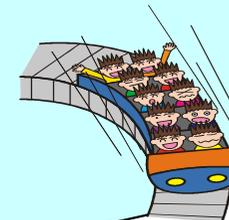
通所・通学支援

(移動支援の一形態)

【1割負担】

日常生活上必要不可欠な外出
余暇活動等社会参加のための
外出

移動支援【1割負担】



利用者負担

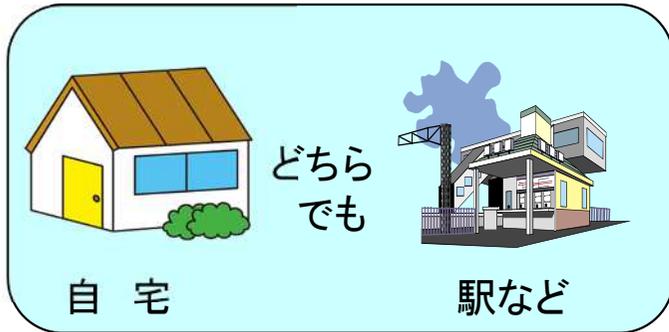
名 称	利用者負担	負担上限月額	支給基準	支援の型	
				個別	グループ [°]
移動支援	10%(※1)	● (上限管理実施)	40時間	●	●
通学・通所 支援	10%(※1)	× (同一にしない)	46回	●	×
ふれあい ガイド企画 型(※2)	8%(※1)	× (同一にしない)		集団支援	

(※1)生活保護世帯・非課税世帯は負担なし。

(※2)「川崎市障害児・者移動支援事業実施要領」第2条に規定。

移動支援の提供について

出発地

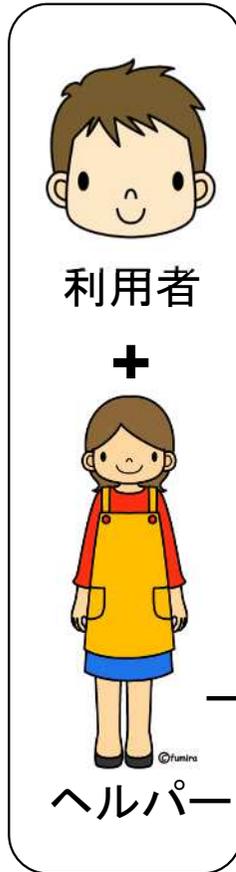


※自宅以外からの出発も可能
(安全が確保される場合に限る)

⑤ サービス利用

利用時間帯は、原則として、
8:00~21:00まで

目的地



- ① サービス利用申請
- ② 支給決定、受給者証交付
- ③ 申し込み・契約
- ④ ヘルパー派遣



～外出に伴う経費～

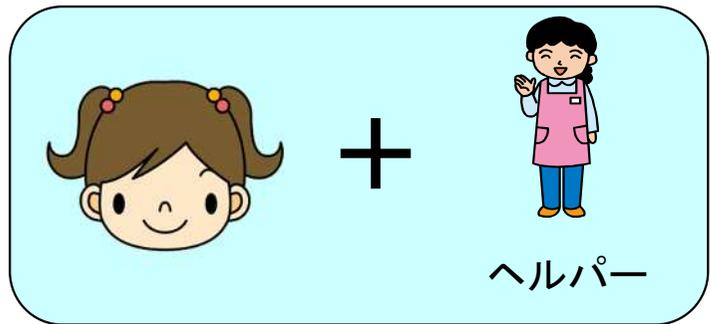
- ・交通費、チケット代、入場料等は利用者
に負担を求めることができます。
- ・原則、ヘルパーの食事代を利用者に求め
ることはできません。(食べる物の選択はヘル
パー自身が可能であるため)

1ドリンク制のイベント等は、あらかじめ利
用者の了解を得て、負担を求めることがで
きます。

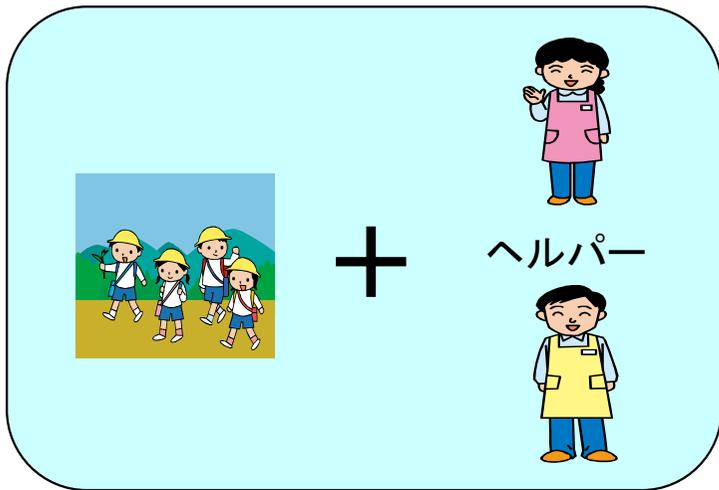
移動支援の利用可否のポイント

- 移動支援の事業者が企画したイベントや、事業者が提供する場所での活動を目的とした利用は不可（企画型ふれあいガイドを除く）。
- 個人の社会参加などのための支援であり、送迎手段ではない点に留意。
- 障害のある方の、個別の社会参加のためのニーズを実現するためのものであることから、
 - ①移動そのものを目的としたもの（散歩など）は対象外
 - ②イベントなどでも定期的かつ恒常的なものなどは対象外
- 移動支援は、グループで利用することが可能（ヘルパー1人に対して、最大4人まで）具体例：グループホームのメンバーが一緒に映画を見に行くなどを想定。

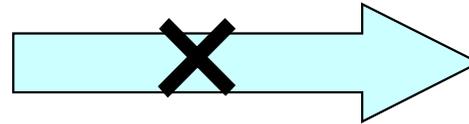
移動支援の利用可否のポイント(図)



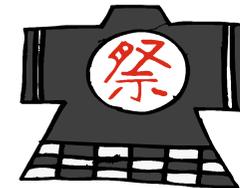
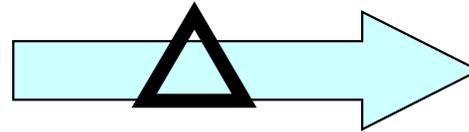
または



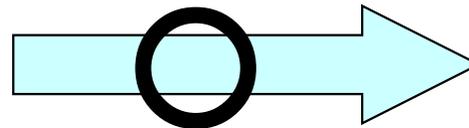
ヘルパー1人に対して最大4人まで
(事業者が提供できる範囲での
利用になります。)



事業者が
提供する場所



事業者が
企画したイベント
(企画型での利用を除く)

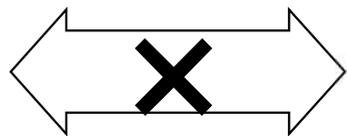


利用者の希望する場所
※事業者が提供する場
所を除く

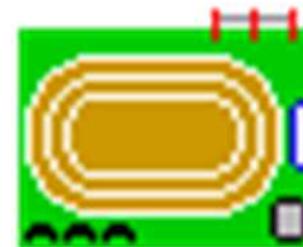
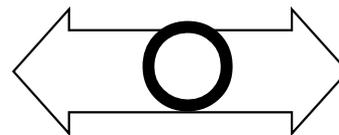
【障害児が移動支援を利用できる場合】

- 乳幼児は原則利用不可。
- 原則的には小中学生は保護者の付き添いが必要。
ただし、小中学生であっても、保護者の疾病や出産、他の家族の介護等、やむを得ない事情があつて付添えないときには、単独利用できる場合があります。(この場合、支援できないことを証明する書類(診断書等)の提出が必須)。
- 中学校を卒業後の4月以降は単独の利用可。

通学通所支援の利用方法



自宅



学校

学習塾やカルチャースクール等、学校や通所施設、学童保育(わくわくプラザ等)以外の場所への利用は不可

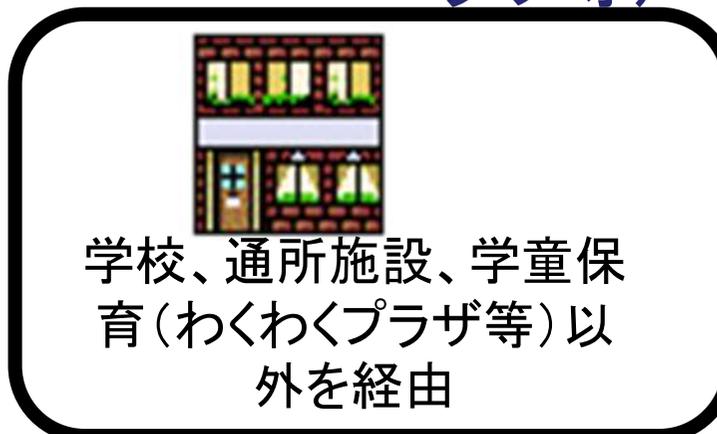
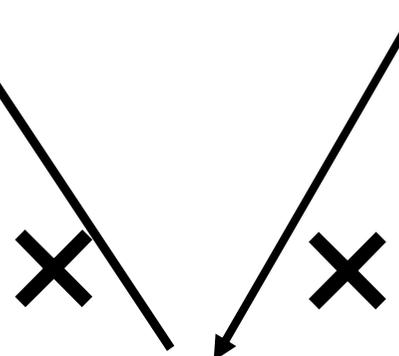
通学通所支援を利用できる方

※ 以下のすべてを満たす必要あり

- 原則として学齢児以上
- 単独移動が困難
- スクールバスや送迎バスを利用できない事情がある
- 介護者の疾病・障害・就労等社会的にやむをえない事情により、障害児・者の通学・通所の支援をすることができない(診断書や就労証明書の提出必須)。
- ※学童保育(わくわくプラザ等)を利用する場合上記の要件に加えて以下の要件を満たす必要がある
- 学童保育が送迎を行っている場合、学校と同一敷地内にある場合等、可能な手段がある場合は不可

通所施設

学童保育
(わくわくプラザ等)

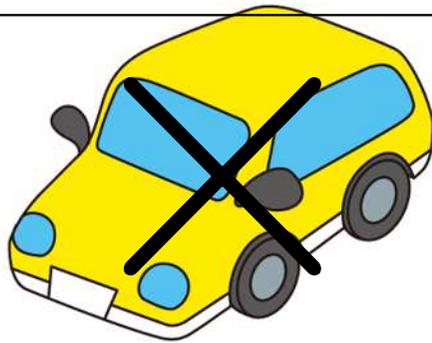


※自宅を経ないで、他の場所に行くことは原則不可

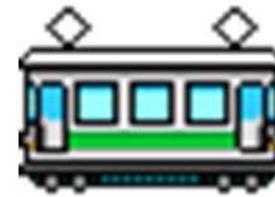
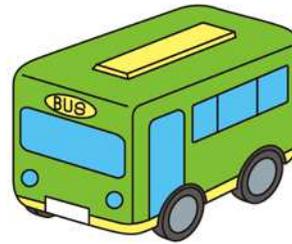
自家用車の利用について

移動支援事業は公共交通機関の利用が原則です。事業者が用意した自家用車に乗って移動することは認められていません。

移動の際は必ず公共交通機関をご利用ください(ただし、福祉有償運送の車両であれば可能※福祉有償運送の車両運転中はサービスの対象外。)



自家用車は使えません



事業者が用意した自家用車に乗って移動する場合は、いかなる場合であっても、移動支援の対象とはなりません。

公共交通機関を利用して移動した場合は、利用者本人の交通費とともに、同乗している区間のヘルパーの交通費も、利用者が負担する必要があります。

まとめ 移動支援事業制度の概要

- ①利用できる方 市内に居住する障害児・者
- ②支援内容
- ・屋外での移動が困難な障害児・者に対し、安全かつ円滑に外出できるよう、移動についての支援を行います。
 - ・社会生活上必要な外出、余暇活動などの社会参加のための外出を目的とします。
 - ・支給基準は40時間／月です。
 - ・学校への通学支援、通所施設などへの通所支援(やむをえない事情がある場合に限られます)の支給基準は46回／月(1日2回まで利用可)となります。
- ③負担について 原則10%負担です。
- さらに、外出時に身体介護を受けた場合は30分につき別途負担があります。また、交通費や外出先の入場料等の実費を負担する必要があります(食費は原則的にはヘルパーの負担です)。
- ※生活保護法による被保護者、市民税非課税者は、無料となります。
- ※通学・通所支援についてのみ、月額上限額が10,000円を超えるときは、10,000円を負担限度とします。
- ④申請窓口 各区地域みまもり支援センター 高齢・障害課

【区分認定調査票(例、一部抜粋)】

認定調査票

1. 移動や動作等に関連する項目

1-1 寝返り		特記事項
1	支援が不要	
2	見守り等の支援が必要	
3	部分的な支援が必要	
4	全面的な支援が必要	
1-2 起き上がり		特記事項
1	支援が不要	
2	見守り等の支援が必要	
3	部分的な支援が必要	
4	全面的な支援が必要	
1-3 座位保持		特記事項
1	支援が不要	
2	見守り等の支援が必要	
3	部分的な支援が必要	
4	全面的な支援が必要	
1-4 移乗		特記事項
1	支援が不要	

【受給者手帳(例)】

表紙



内容

訪問系サービス(居宅介護等)・地域生活支援事業(移動支援等)事業者記入欄 1

事業者及びその事業所の名称	川崎ヘルパー事業所		
契約年月日	平成24年 11月 1日		
サービス内容	居宅介護(身体介護)	事業者確認印 かわさき 12.11.01 ヘルパー	
契約支給量	月 20 時間 分	事業者確認印	
当該契約支給量によるサービス提供終了日	平成25年 10月 31日	事業者確認印	
サービス提供終了月の終了日までの既提供量	時間 分		

訪問系サービス(居宅介護等)・地域生活支援事業(移動支援等)事業者記入欄 2

事業者及びその事業所の名称	ケアステーションかわさき		
契約年月日	平成24年 11月 1日		
サービス内容	移動支援	事業者確認印 ケアステーション かわさき 12.11.01	
契約支給量	月 40 時間 分	事業者確認印	
当該契約支給量によるサービス提供終了日	平成25年 10月 31日	事業者確認印	
サービス提供終了月の終了日までの既提供量	時間 分		

訪問系サービス(居宅介護等)・地域生活支援事業(移動支援等)事業者記入欄 3

事業者及びその事業所の名称			
契約年月日	年 月 日		
サービス内容		事業者確認印	
契約支給量	月 時間 分	事業者確認印	
当該契約支給量によるサービス提供終了日	年 月 日	事業者確認印	
サービス提供終了月の終了日までの既提供量	時間 分		

訪問系サービス(居宅介護等)・地域生活支援事業(移動支援等)事業者記入欄 4

事業者及びその事業所の名称			
契約年月日	年 月 日		
サービス内容		事業者確認印	
契約支給量	月 時間 分	事業者確認印	
当該契約支給量によるサービス提供終了日	年 月 日	事業者確認印	
サービス提供終了月の終了日までの既提供量	時間 分		

御静聴ありがとうございました

○制度等に関する質問

所定の様式「FAX質問票」にて御質問ください(FAX番号は同票に記載されております)。

<掲載場所>

障害福祉情報サービスかながわ

書式ライブラリ

トップカテゴリ:【3. 川崎市からのお知らせ】

カテゴリ:【10. 各種様式(請求、事故報告関連)】

1. 共通

2024/09/13付 FAX質問票

